

《在宅サービス》

(1) 入浴サービス

自宅のお風呂に入ることが困難な重度身体障害者に訪問入浴をしていただきます。なお、介護保険制度の適用者につきましては、介護保険でのサービスが優先されます。

<対 象 者>

自宅の入浴設備での入浴が困難で、医師が入浴可能と認め、介護者が入浴に付き添える者

<費 用 負 担>

対象世帯の市民税額により、自己負担があります。

<入 浴 回 数>

週2回まで

<種 類>

訪問入浴サービス

看護師・介護員が、専用の浴槽が備わった入浴車で伺い、ご自宅のお部屋でそのまま入浴していただけるサービスです。

<手続き窓口> 障害福祉課 障害支援担当